

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日
(令和 2 年 5 月 2 9 日 改訂)
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1 はじめに

5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にし、まとめたものです。

各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただけますようお願いします。

2 スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県

のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 基本的対処方針によれば、スポーツイベントを含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事宛に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方等が示されているところです。
- これらを踏まえた各都道府県における、スポーツイベントを含む催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のスポーツイベントの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うことが必要です。

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添1、2）。

各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（1）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することとも考えられる。)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

(3) スポーツイベント参加者への対応

1) 体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95 などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

（4）スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもあると考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）

- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することもある。えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。
(再掲)

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいた

だきますようお願いします。（再掲）

（６）その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報（上記（３）１））について、保存期間（少なくとも１月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

＜参考ホームページ＞

- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和２年５月１４日スポーツ庁作成・令和２年５月２５日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和２年３月２８日（令和２年５月２５日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

- ・移行期間における都道府県の対応について（令和２年５月２５日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

（以上）

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け①）

全般的な事項

- ☐ 感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、チェックリスト化したものを適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示すること
- ☐ 各事項がきちんと遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認すること
- ☐ 障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮すること
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日に参加者より提出を求めた書面について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくこと
- ☐ イベント後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと

スポーツイベント参加募集時の対応

主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ☐ 参加者が以下の事項に該当する場合は、参加の見合わせを求めること（イベント当日に書面で確認を行う）
 - ☐ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ☐ マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ☐ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ☐ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ☐ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ☐ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

当日の参加受付時の対応

- ☐ 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ☐ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することもある）
- ☐ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること
- ☐ 参加者が距離を置いて並べるように目印の設置等を行うこと
- ☐ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること
- ☐ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること
- ☐ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行い混雑を極力避けること
- ☐ 参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めること
 - ☐ 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する
 - ☐ 利用当日の体温
 - ☐ 利用前2週間における以下の事項の有無
 - ☐ 平熱を超える発熱（おおむね37度5分以上）
 - ☐ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ☐ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ☐ 嗅覚や味覚の異常
 - ☐ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - ☐ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（主催者向け②）

スポーツイベント参加者への対応

□マスク等の準備

- 参加者がマスクを準備しているか確認すること
- 参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間については、マスクの着用を求めること（運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとする）

□スポーツイベント参加前後の留意事項

- イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること
- 会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮すること

イベント主催者が準備すべき事項の対応

□手洗い場所

- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を必要に応じて用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）
- 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること

□更衣室、休憩・待機スペース

- 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く）
- ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること
- 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- 換気扇を常に回す、換気用の小窓をあける等、換気に配慮すること
- スタッフが使用する際は、入退室の前後に手洗いをすること

□洗面所

- トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること
- 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること
- 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること
- 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること（参加者にマイタオルの持参を求めても良い。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること）

□飲食物の提供時

- 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること
- スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと）
- 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと
- 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

□観客の管理

- 観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとること
- 大声での声援を送らないことや会話を控えること
- 会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知すること

□スポーツイベント会場

- スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うこと
- 換気設備を適切に運転すること
- 定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと

□ゴミの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（参加者向け）

参加者が遵守すべき事項

- ☐ 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（利用当日に書面で確認を行う）
 - ☐ 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - ☐ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ☐ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ☐ マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）
- ☐ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
- ☐ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）
- ☐ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ☐ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ☐ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること
- ☐ イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること

参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

- ☐ 十分な距離の確保
 - ☐ 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）
 - ☐ 強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること
 - ☐ 水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。
- ☐ 位置取り：走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること
- ☐ 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと
- ☐ タオルの共用はしないこと
- ☐ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること
- ☐ 同じトング等で的大皿での取り分けや回し飲みはしないこと
- ☐ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと

本チェックリストはあくまでサンプルであり、各スポーツイベントの特性等を勘案して、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

移行期間における都道府県の対応について

令和2年5月25日から緊急事態宣言が解除されることに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定され、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされている。各都道府県においては、移行期間において、特に下記の事項について留意されたい。8月1日以後の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 移行期間

移行期間については5月25日から7月31日までの約2か月間（感染の状況を見つつ、延長することがあり得る。）とし、この移行期間において、感染の状況を確認しつつ段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととする。

具体的には、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価するための期間として3週間程度を要すると考えられることから、移行期間中において、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等について、6月1日、6月19日、7月10日から、それぞれ段階的に緩和することとする。

ただし、一部の地域で感染拡大の兆候やクラスターの発生が見られた場合は、都道府県知事は速やかに当該地域における対応を再検討することとする。また、仮に再度緊急事態措置の対象となる都道府県が生じた場合においては、具体的取扱いについて、別途通知する。

2. 外出の自粛等

基本的対処方針の三（３）６）①のとおり、各都道府県は、5月31日までの間においては、引き続き都道府県をまたぐ不要不急の移動は

避けるよう促すこと。6月1日から18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道府県相互間及び当該5都道府県と他の都道府県との間の不要不急の移動については慎重に検討するよう促すこと。

また、これまでにクラスターが発生しているような施設（例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等の施設。以下同じ。）については、基本的対処方針の三（３）６）①を踏まえ、次のとおりの対応とする。

- ・ 5月末までは5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種（カラオケ、スポーツジム等を想定。以下同じ。）については、ガイドラインの徹底等を前提として6月1日以後は外出の自粛要請等を緩和すること。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような業種のうち、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種（接待を伴う飲食業、ライブハウス等を想定。以下同じ。）については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと（なお、当該感染防止策の策定は、6月18日までにを行う予定であること。）。

加えて、基本的対処方針の三（３）６）③を踏まえ、緊急事態宣言の再指定基準の少なくとも半分程度の新規報告者等が見られる都道府県等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設への外出を避けるよう強力に呼びかけること。

また、観光振興に関しては、基本的対処方針の三（３）６）①を踏まえ、まずは県内観光振興から徐々に取り組むこととし、6月19日以後に都道府県をまたぐ観光振興に取り組むこととする。また、観光地において人と人との間隔を確保するよう周知すること。

なお、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着に係る対応については、引き続き5月14日付け事務連絡1（2）による対応を行うこと。

3. 催物（イベント等）の開催制限

（１）催物開催に係る段階的緩和

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、都道府県は、「催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね３週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること」などとされている。ここで、イベント開催の可否を判断するに当たっては、６月１８日までの間は、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2 m）

を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

上記のイベントに係る人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件については、基本的対処方針を踏まえ、段階ごとに次に掲げる数値を上限として都道府県知事が地域の医療提供体制等の状況を踏まえた数値として、概ね３週間ごとに段階的に緩和する。ただし、緩和される６月１９日以後においては、イベントの出演者等の移動も増大することに照らし、上記感染防止策等が実施されることに加え、主催者がイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を行うものであることを前提とする。

なお、展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずるよう促すこと。

【６月１９日～７月９日】

- ・ 屋内・屋外ともに1,000人以下。

- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

【7月10日～31日】

- ・ 屋内・屋外ともに5,000人以下。
- ・ 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

（2）イベントの無観客開催について

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じることやイベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催することを求めていくこと（7月10日以後は上記（1）のとおり的人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。）。

いずれにしても、こうしたイベントを開催しようとする場合には、事前に各都道府県と主催者側とで十分に調整することが適切である。

（3）祭り等の行事に係る対応

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ① 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（5月末までの期間については、屋内にあっては100人又は収容定員の半分のいずれか少ない数を上限とする参加人数と、屋外にあっては200人を上限として人と人との距離を十分に確保できる参加人数（できるだけ2m）とする。）については、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけること。

- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

（４）感染拡大防止に係る重要な留意点

- ① （１）の上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討するよう促すとともに、次の「４．施設の使用制限等」の内容も踏まえて対応を行うこと。
- ② 都道府県は、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。
- ③ 緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県や催物等におけるクラスターの発生があった都道府県においては、国と連携して、催物等の無観客化（TV・ネット中継を含む。）、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者等に対して必要な協力の要請を行うこと。

４．施設の使用制限等

（１）施設の使用制限等に係る取扱いの原則

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、都道府県は、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。具体的には、これら施設について、これまでにクラスターが発生しているような施設の業種と同様に施設の使用制限等の協力を要請することを含めた対応を検討するほか、５月１４日付け事務連絡別紙２の「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等の対応を行うこと。さらに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう強く働きかけること。

都道府県知事は、業種別に策定される感染拡大予防ガイドラインに基づく対応が実践されていない施設については、施設の使用制限

等の協力要請を含め必要な協力要請を検討すること。

また、移行期間中においてクラスターが発生した際は、当該業種について特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討するほか、感染者が多数にのぼった場合等には、当該クラスターの発生が他の都道府県において生じたときでも同項の規定に基づく施設の使用制限等の協力要請を検討すること。

(2) これまでにクラスターが発生しているような施設の業種について

5月末日までは5月14日付け事務連絡により施設の使用制限等の協力要請を行う。

その後の取扱いは、次のとおりとする。

- ・ 都道府県は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを徹底するよう強く促す一方で、当該ガイドラインが実践されることを前提に、施設の使用制限等の協力要請を行っている場合はこれを緩和すること。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。
- ・ 現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、安全に業務を行うことができるよう、施設や業種の特性等に応じた感染防止策を精査の上、業種ごとに感染拡大予防ガイドラインを策定する予定としているところ、当該ガイドライン等による感染防止策が策定され、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されと考えられるまでは、引き続き5月14日付け事務連絡により特措法第24条第9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力を要請することを含めて、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。なお、当該ガイドラインの策定は6月18日までに行われるよう準備が進められる予定であるので、留意されたい。また、クラスターが発生した場合は、(1)により対応すること。

(3) 感染拡大の傾向がある都道府県における対応

基本的対処方針の三(3)6)③に記載されているとおり、緊急事態宣言の再指定基準の半分程度の新規報告者等が見られる等感染拡大の傾向がある都道府県においては、国と連携して、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講ずること。

(4) 有効な感染拡大防止策の周知

都道府県は、施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成

して連絡先等を把握しておくことや、導入が予定されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

(5) 感染拡大予防ガイドラインの更新

業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインについては、感染状況の変化等に応じて随時更新されることとなるものであることに留意されたい（例えば、6月以後にクラスターが発生した業種については、当該クラスター発生や感染拡大の原因に応じ、ガイドラインの内容が見直されることとなる。）。

5. 出勤

都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）①に基づき、引き続き事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

6. その他

- ① 都道府県は、基本的対処方針の三（3）6）④に基づき、2～4の取組を行うに当たっては、あらかじめ当室と迅速に情報共有を行うこと。
- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- ③ 外出自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の段階的緩和の目安については、別紙にその概要がまとめられているので、参照されたいこと。

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 小池・國藤・井上・寺井

直通 03（6257）3085

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- 感染拡大の兆候やイベント等でのクラスターの発生があった場合、イベントの無観客化や延期、中止等も含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。
- 今後、感染状況等に変化がみられる場合、段階的解除の目安の変更や必要な対策等を通知。

＜基本的な考え方＞

時期		収容率	人数上限
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	屋内	50％以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
ステップ② 6月19日～ *ステップ①から約3週間後	屋内	50％以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
ステップ③ 7月10日～ *ステップ②から約3週間後	屋内	50％以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目標 *ステップ③から約3週間後	屋内	50％以内	上限なし
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	上限なし

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、**全国的な移動を伴うものには格段の注意**。イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。また、**発熱等の症状がある者はイベントに参加しない**（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×	全国的・広域的	地域の行事 △ 【100人又は50% (屋外200人)】 * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 ^(ネット中継等) * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援(7月下旬～)		○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
【移行期間後】 感染状況を見つ、 8月1日 を目途 * ステップ③から約3週間後	○ 【50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応 * GoToキャンペーンによる支援	○ 【50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理 * GoToキャンペーンによる支援	△ 【十分な間隔】 (できれば2m) * 感染状況を踏まえて、判断。	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

外出自粛の段階的緩和の目安

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

○ **感染拡大の兆候**や施設等における**クラスターの発生**があった場合、**外出自粛の強化**等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家による**クラスターの発生原因**や**それへの有効な対策等に関する分析**を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
【移行期間】 ステップ② 5月25日～	 ＊不要不急の県をまたぐ移動は避ける（これまでと同じ）。	 ＊観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保
ステップ① 6月1日～	 ＊一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	＊観光振興は県内で徐々に、人との間隔は確保 ＊GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
ステップ② 6月19日～ ＊ステップ①から約3週間後		
ステップ③ 7月10日～ ＊ステップ②から約3週間後		＊観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に、人との間隔は確保 ＊GoToキャンペーンによる支援（7月下旬～）
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 ＊ステップ③から約3週間後		 ＊GoToキャンペーンによる支援

クラスター発生施設等に係る外出自粛や休業要請等の段階的緩和の目安

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。施設管理者等は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、施設利用者等の連絡先把握や接触確認アプリの周知。
- 持続化補助金の中で、施設の感染防止の取組を支援。
- 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、施設の使用制限等を含めて、国と連携しながら、都道府県知事が速やかに協力を要請。その際、専門家によるクラスターの発生原因やそれへの有効な対策等に関する分析を出来る限り活用（業種別ガイドラインの改定にも活用）。緊急事態宣言が出た場合、対策を強化。

時期	クラスター発生施設等への外出自粛・休業要請等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等（注）
【移行期間】 ステップ① 5月25日～	 * 知事の判断。 * 業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討。	 * 知事の判断。 * 業種別ガイドラインの作成。
ステップ① 6月1日～		
ステップ② 6月19日～ * ステップ①から約3週間後		 * 人数管理・感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。
ステップ③ 7月10日～ * ステップ②から約3週間後	 * 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守。知事の判断。	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。
【移行期間後】 感染状況を見つつ、 8月1日を目途 * ステップ③から約3週間後	* クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討。	

（注）バーやその他屋内運動施設等も含まれる。